

補助金等評価シート

担 当 課		健康福祉部 健康企画課 健康企画係				電話	0749-65-7779
性質分類	事業補助(制度的)	開始時期	令和3年4月1日	見直し時期	令和6年3月31日	終期	令和7年3月31日
補助金概要	補 助 金 名	骨髄等移植ドナー支援助成金					
	補助率・限度額等	ドナー本人:骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談の日数に2万円を乗じて得た額・助成限度額14万円 ドナーが勤務する事業所:ドナー本人が骨髄等の提供に係る通院等に要した日数に1万円を乗じて得た額・上限7万円					
	制 度 概 要	公益財団法人日本骨髄バンクが行う骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業において骨髄又は末梢血幹細胞の提供を行った者に対し助成金を交付し、もってドナー登録の推進及び骨髄等の提供の推進を図ることを目的とする。					
目 標		助成制度の利用件数:1件／年					
		＜目標が数値でない場合の評価方法＞					
総合計画での位置づけ		政策番号	3	大分類番号	2	小分類番号	2
		小分類名称	施策名称 健康づくりを支援する地域づくり				
補 助 金 の 交 付 先		骨髄等移植ドナー及びドナーが勤務する事業所					
根 拠 法 令 (要 綱 等)		長浜市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱					
予 算 科 目 (款 ・ 項 ・ 目 ・ 事 業)		衛生費・保険衛生費・健康都市推進費・健康づくり推進費					

年 度		R3年度(1年目)		R4年度(2年目)		R5年度(3年目)	
予算・決算額の推移 (単位:千円)		歳出額	特定財源	歳出額	特定財源	歳出額	特定財源
	予 算	210	滋賀県骨髄等移植ドナー助成事業費補助金	560	滋賀県骨髄等移植ドナー助成事業費補助金	420	滋賀県骨髄等移植ドナー助成事業費補助金
	決 算	280	滋賀県骨髄等移植ドナー助成事業費補助金	560	滋賀県骨髄等移植ドナー助成事業費補助金	350	滋賀県骨髄等移植ドナー助成事業費補助金
補 助 率		本人:骨髄等の提供に係る日数に2万円を乗じて得た額 事業所:骨髄等の提供に係る日数に1万円を乗じて得た額		本人:骨髄等の提供に係る日数に2万円を乗じて得た額 事業所:骨髄等の提供に係る日数に1万円を乗じて得た額		本人:骨髄等の提供に係る日数に2万円を乗じて得た額 事業所:骨髄等の提供に係る日数に1万円を乗じて得た額	
(目 決 算 に 対 時 す る 記 達 成 一 度)	達 成 率	達成率	数値・内容	達成率	数値・内容	達成率	数値・内容
		100.0%	助成制度の利用件数:2件	100.0%	助成制度の利用件数:4件	100.0%	助成制度の利用件数:3件
	非数値化されたもの (客観的な達成状況を記載)						

評価欄 (見 直 し 時 期 に 記 載)	目 標 未 達 成 の 原 因 分 析					
	チェック ※該当するものに○	①補助対象事業が行政目的達成の手段となっているか	○	⑤補助対象経費は明確化できているか	○	
		②補助対象事業の必要性は生じているか	○	⑥補助率は1／2以内か	○	
		③補助事業者は補助目的に対して適切か	○	⑦補助要綱の終期は適切に設定されているか	○	
		④補助事業者は自主財源の確保に取り組んでいるか	○	⑧補助金による達成度等の推移が維持・向上しているか	○	
	×になった項目に対する改善の取組					
	評 価 結 果	継続	※改善の場合の内容		補助率 ・ 補助額 ・ 補助対象経費 ・ 補助要件等	
評 価 理 由	上記評価の理由 ※目標未達成の場合はその改善点も記載すること 骨髄ドナーとして、登録・提供できる者は20歳以上、55歳未満と限られており、少子高齢化の中、献血者と同様、若い世代の登録者・提供者の減少が危惧されている。ドナー提供にあたっては事前説明や、検査等一定の受診・入院が必要であり、仕事を休む必要がある。当該補助により、ドナー提供者本人、就労先の事業所の経済的負担を軽減し、ドナー提供者を一定確保するうえで有効な手段であると考える。					